

(地 95)

平成 30 年 6 月 29 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会 常任理事

石 川 広 己

病院が有する非常用電源に係る保安調査の実施の徹底について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対して周知方依頼がありました。

大阪北部を震源とする地震において、国立循環器病研究センターで何らかの異常により非常用電源が使えず一時的な停電が発生し、その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査（停電を伴って実施するもの）を、少なくとも5年以上実施していなかったことが判明しました。本件は、非常用電源を有する全ての病院に対し、関係法令（電気事業法、消防法、建築基準法）の規定に基づく非常用電源の保安検査の実施状況の確認、および当該検査を実施していない場合には実施し、確保した非常用電源が問題なく稼働するかの確認について、指導を要請しているものであります。

また、今後、全ての病院に対して、業務継続計画（BCP）の策定状況並びに非常用電源の確保状況及び点検状況等の取組について調査を行う予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下の郡市区医師会並びに会員等へのご周知につきご高配賜りますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 22 日

日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について

標記について、別添のとおり各都道府県に通知を発出しましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

(別添)

医政地発0622第5号
平成30年6月22日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について

大阪北部を震源とする地震において、国立循環器病研究センターで何らかの異常により非常用電源が使えず一時的な停電が発生した。その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査(停電を伴って実施するもの)を、少なくとも5年以上実施していなかったことが判明した。

厚生労働省は、全ての病院に、自ら被災することを想定して業務継続計画(以下「BCP」という。)の作成に努めることを求めており、BCPに基づく非常用電源を含めた業務継続に必要な設備等の確保及び点検は必要不可欠であると考えている。

貴職においては、管内の非常用電源を有する全ての病院に対して、関係法令(電気事業法、消防法、建築基準法)の規定に基づく非常用電源の保安検査の実施状況について直ちに確認するとともに、当該保安検査を実施していない場合は直ちに実施し、確保した非常用電源が問題なく稼働するか確認するよう指導方をお願いする。

なお、今後、全ての病院に対して、BCPの策定状況並びに非常用電源の確保状況及び点検状況等の取組について調査を行う予定であることを申し添える。

(照会先)

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害医療対策専門官 北久保(内線2558)

災害医療係長 深山(内線2548)

TEL 03-5253-1111